

平成22年度東京都税制調査会

第4回 小委員会

〔税務行政のあり方に関する資料〕

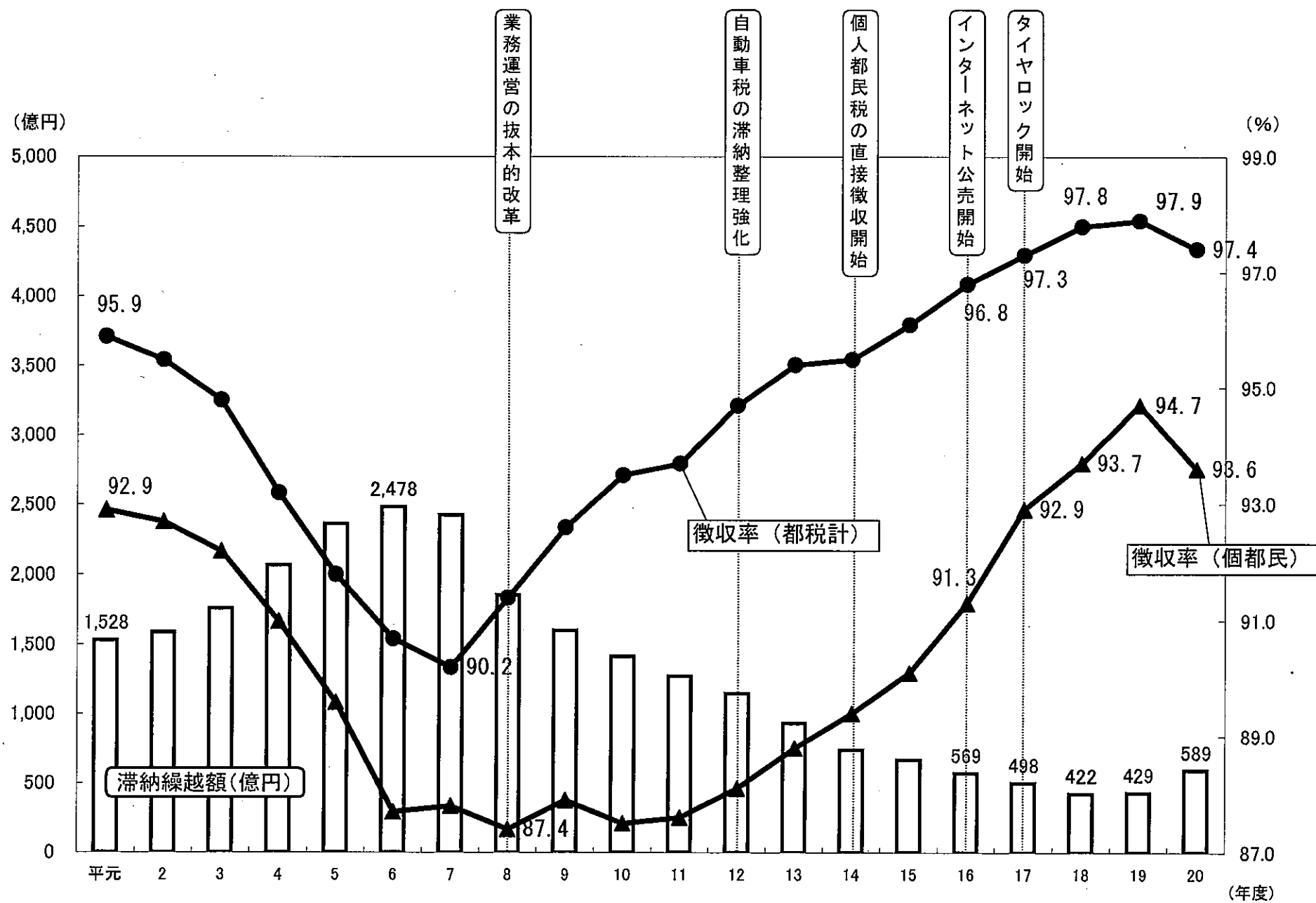
平成22年6月21日

税務行政のあり方に関する資料 目次

資料名	頁
1 徴収の現状	
① 都の現状	
都税徴収率・滞納繰越額の推移	1
都における徴収率向上への独自の取組み	2
都税滞納整理事務の流れ	3
納税推進課の業務概要	4
都税税目別徴収率の推移（現年分＋繰越分）	5
都税税目別純滞納繰越額の推移	6
都税税目別純滞納繰越額の構成比の推移	7
都税税目別純滞納繰越件数の推移	8
都税税目別純滞納繰越件数の構成比の推移	9
② 国税・地方税の現状	
地方税（道府県税・市町村税・地方税合計）及び国税の徴収率の推移（現年分＋繰越分）	10
地方税（道府県税・市町村税・地方税合計）及び国税の徴収率の推移（現年分）	11
地方税（道府県税・市町村税・地方税合計）及び国税の徴収率の推移（繰越分）	12
地方税の滞納残高（累積）の推移	13
国税の滞納残高（累積）の推移	14
税務職員数の推移（国・都道府県・市町村・都）	15
税額100円当たり徴税費の推移	16

2 徴収体制（日本及び諸外国）	
税の共同徴収等の類型と例	17
住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言～全国知事会～（抜粋）	18
諸外国における徴収機構（例）	19
カナダ 連邦税と州税の一体徴収	20
スウェーデン 税と社会保険料の徴収一元化	21
アメリカ 連邦税の徴収の民間委託	22
イギリス 税と社会保険料の徴収一元化	23
3 納税者番号関係	
平成22年度税制改正大綱（抜粋）	24
主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）	25
「番号」を利用する対象分野	26

都税徴収率・滞納繰越額の推移



都における徴収率向上への独自の取組み

徴収強化の取組み

○ 個人都民税（区市町村との連携）

【直接支援】

- ・ 困難案件を引き継ぎ、都が徴収

【間接支援】

- ・ 都職員派遣による徴収ノウハウ等の提供
- ・ 研修の実施
- ・ 派遣研修生の受け入れ

○ 自動車税

- ・ 納期内納税の実施
- ・ タイヤロックの実施

多様な納付方法

○ 口座振替納税制度

○ コンビニエンスストア収納

○ ペイジーによる収納

- ・ 東京都等の収納機関と金融機関等を結ぶネットワークであるマルチペイメントネットワークを活用し、金融機関等のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMを利用して収納できる

○ eLTAXを利用した電子納税

多角的公売方法の活用

○ インターネット公売

○ 合同公売

- ・ 都税事務所・区市町村合同不動産公売
- ・ 徴収嘱託制度の活用による公売
- ・ 国又は他の地方団体との合同公売

全国自治体への情報発信・連携促進

○ 全国会議「徴収サミット」

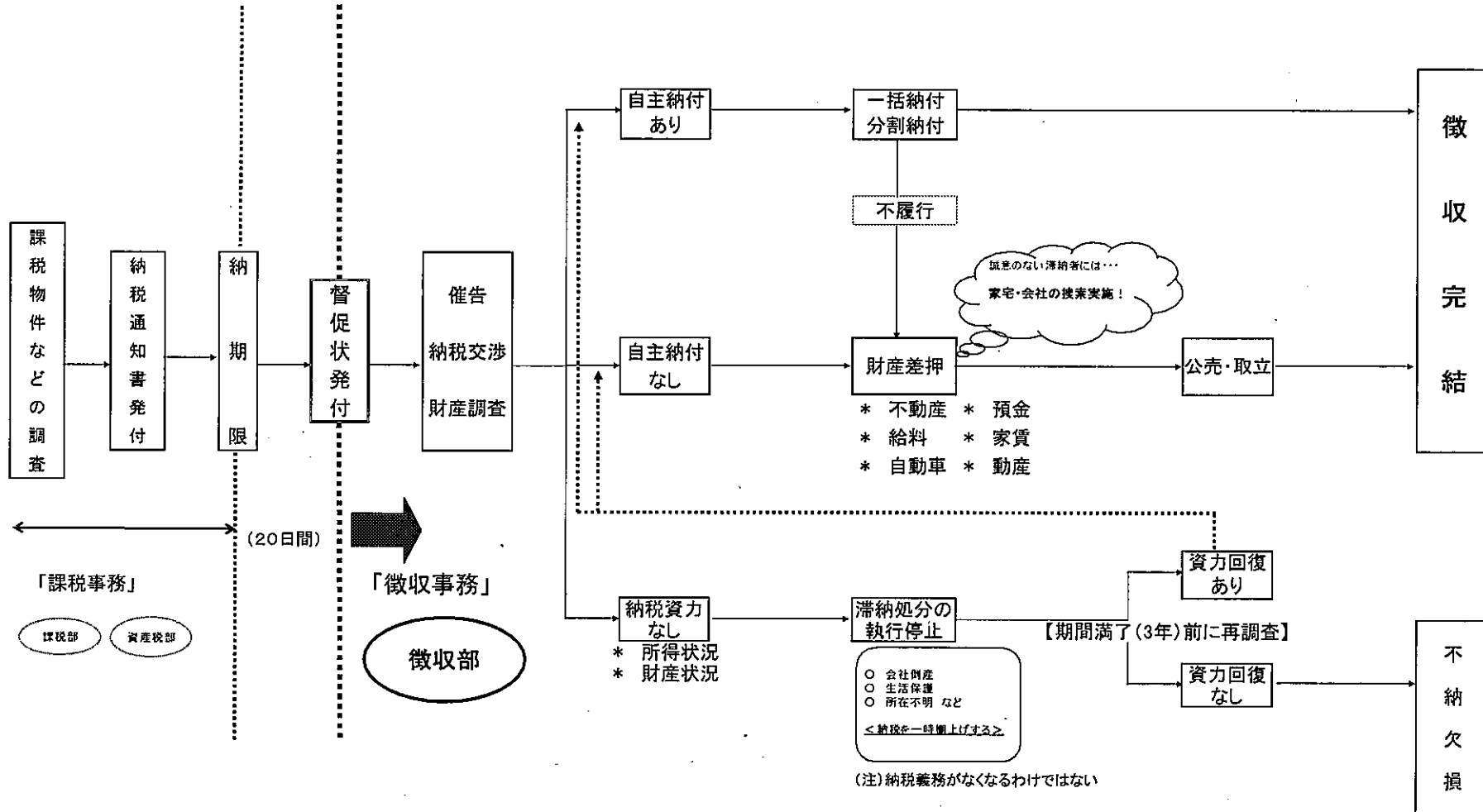
- ・ 各自治体の地方税滞納整理部門の管理者及び実務担当者が一堂に会して、事例発表、意見交換を行い、徴収力の向上と連携を深める
(平成21年度 約240団体、550人参加)

○ 徴収サミットオンライン

- ・ 滞納整理部門における先進的な取組み及び諸問題について、ホームページ上で随時、事例発表や質疑、意見交換などを行い、徴収力の向上と連携を深める

都税滞納整理事務の流れ

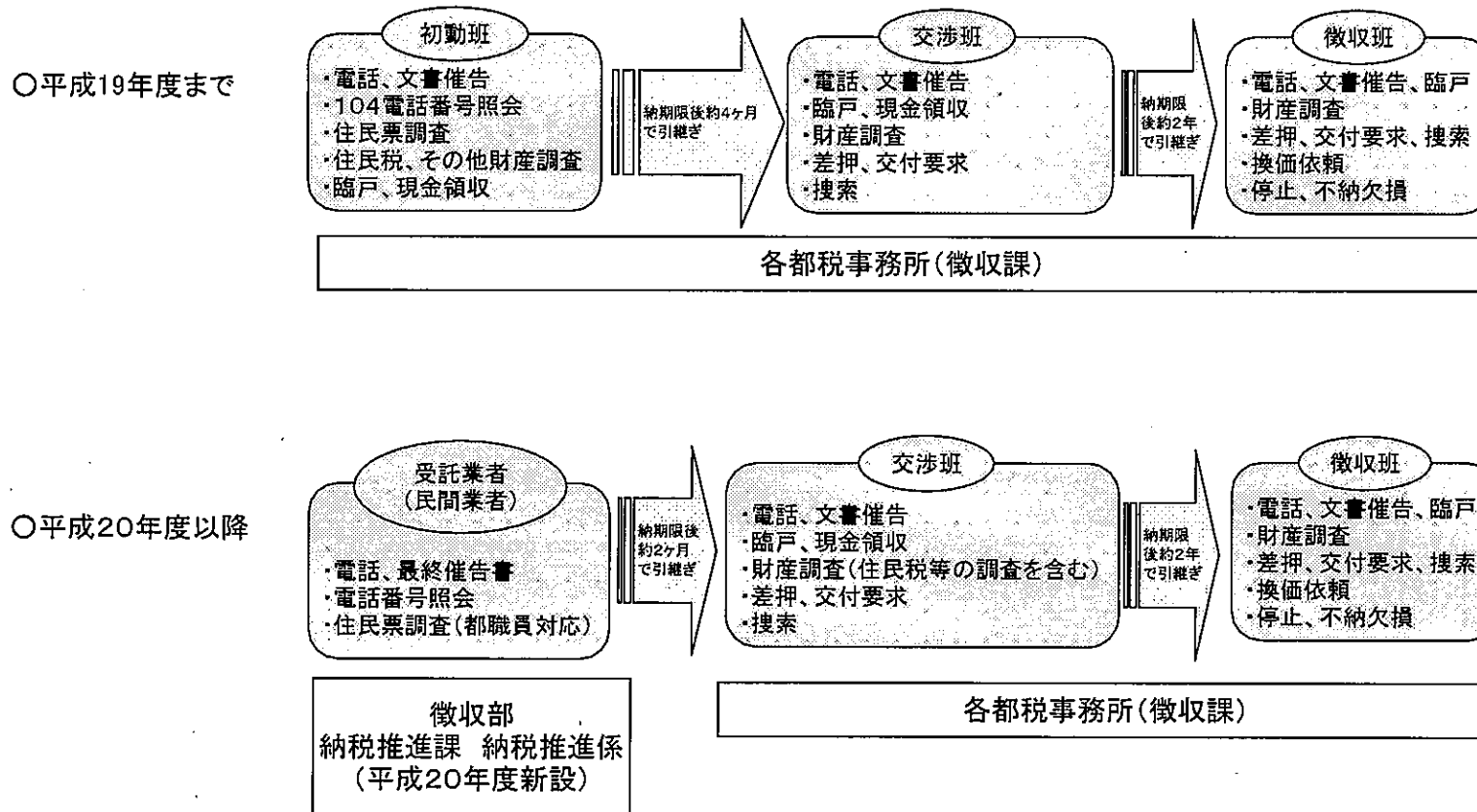
督促状発付から起算して10日を経過した日までに完納されないとき
 → 差し押さえなければならない（国税徴収法第47条）



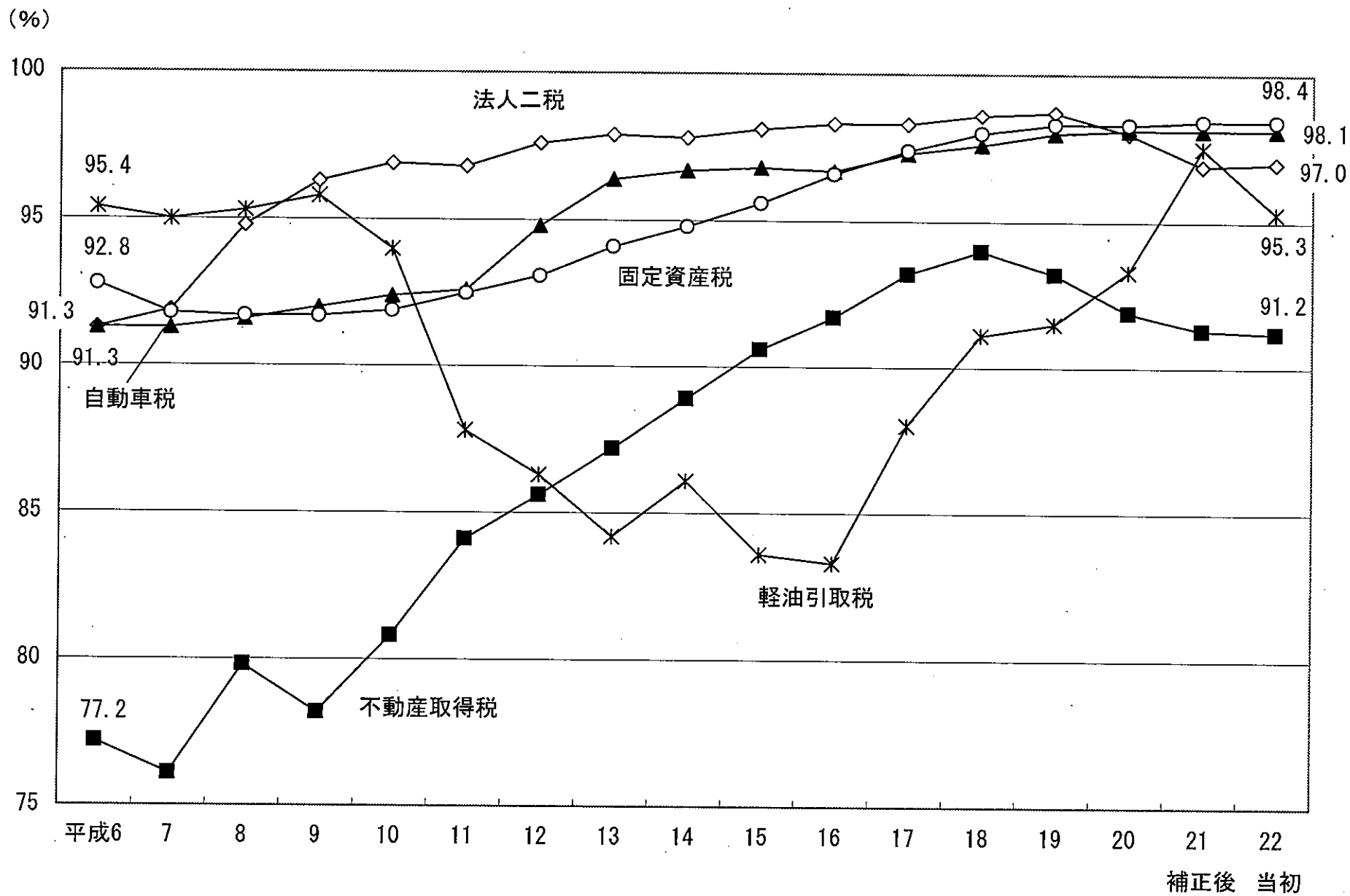
納税推進課の業務概要

初動業務の一部集約化(納税推進係)

- ・各都税事務所徴収課初動班の事務の一部を集約し、電話・文書催告及び検索ソフト利用による電話番号照会を民間委託
- ・新規発生事案のうち50万円未満のものを2か月間受け持つ。

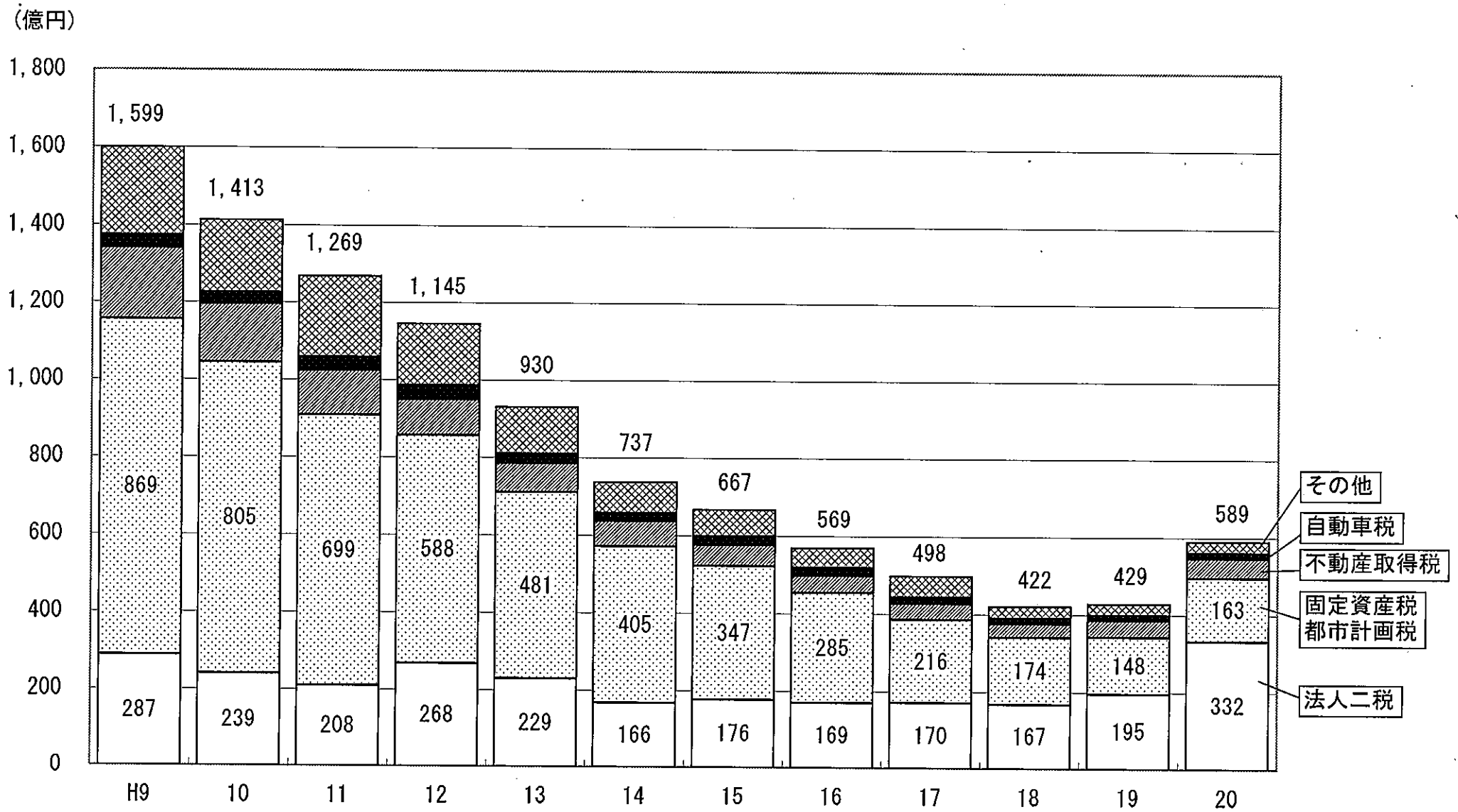


都税税目別徴収率の推移（現年分＋繰越分）



注 東京都税務統計年報により作成。

都税税目別純滞納繰越額の推移

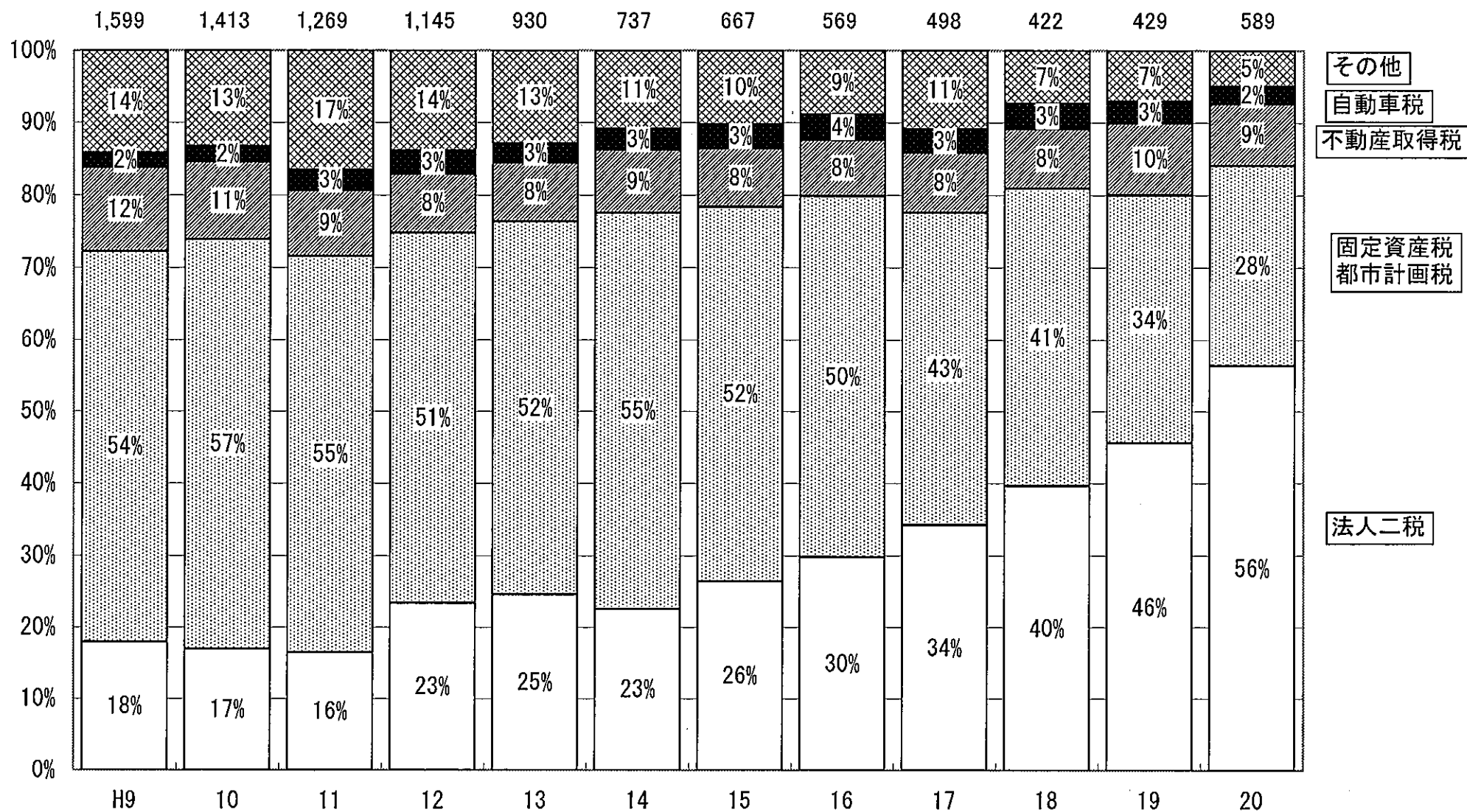


注1 東京都税務統計年報により作成。

注2 純滞納繰越額は、各年度末の未収入額から、滞納処分の停止中の額と期限未到来額を差引いた額である。

都税税目別純滞納繰越額の構成比の推移

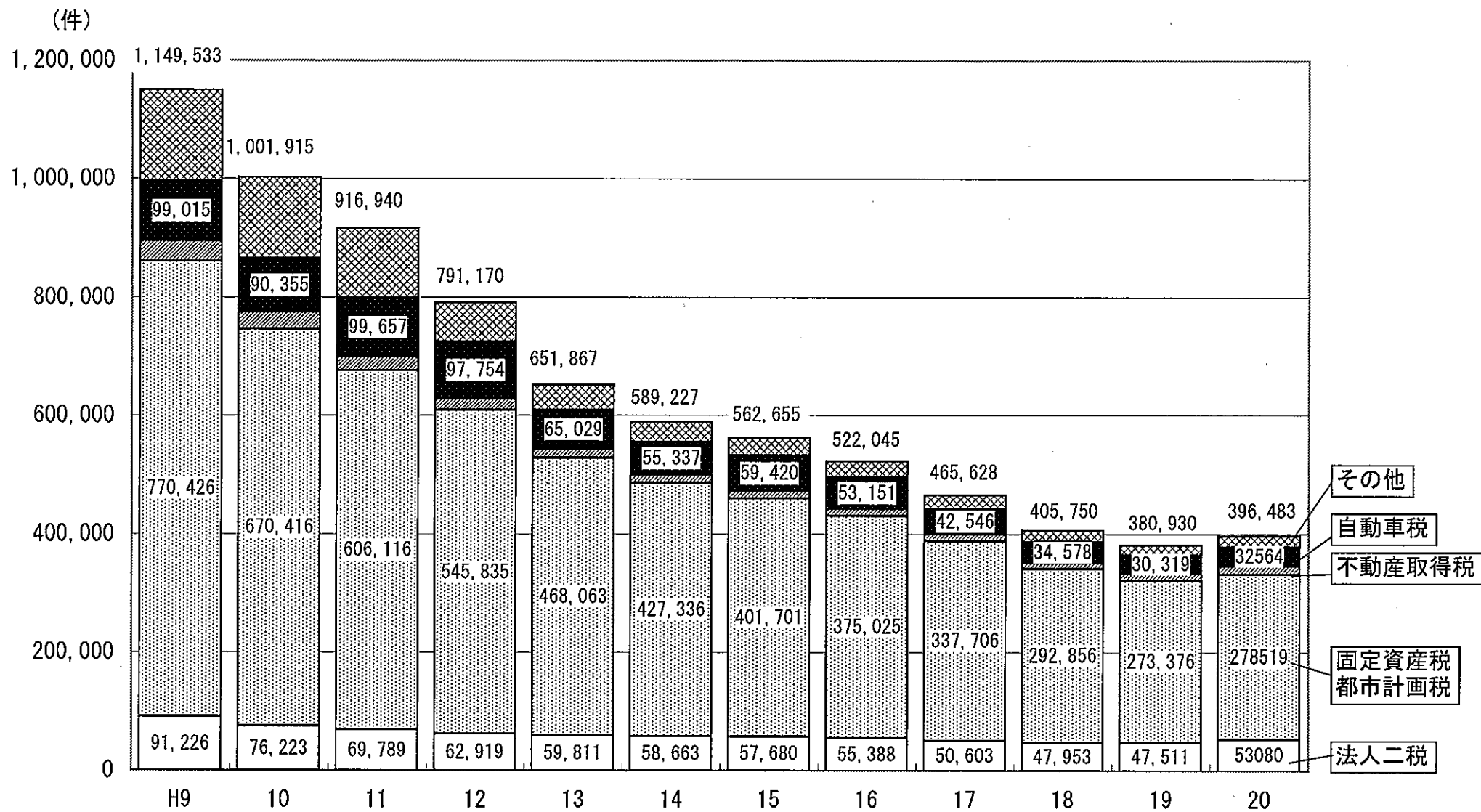
[繰越額(億円)]



注1 東京都税務統計年報により作成。

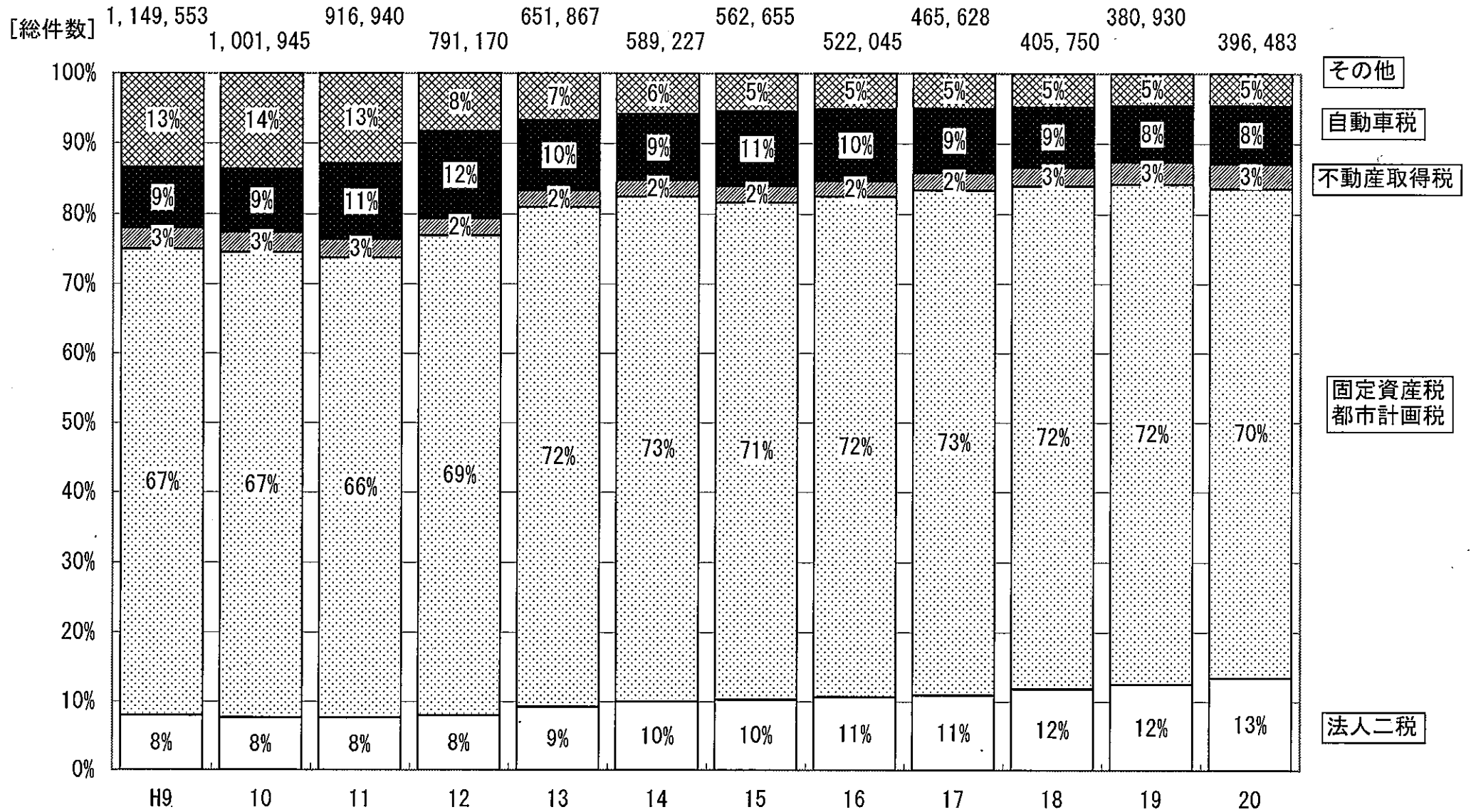
注2 純滞納繰越額は、各年度末の未収入額から、滞納処分の停止中の額と期限未到来額を差引いた額である。

都税税目別純滞納繰越件数の推移



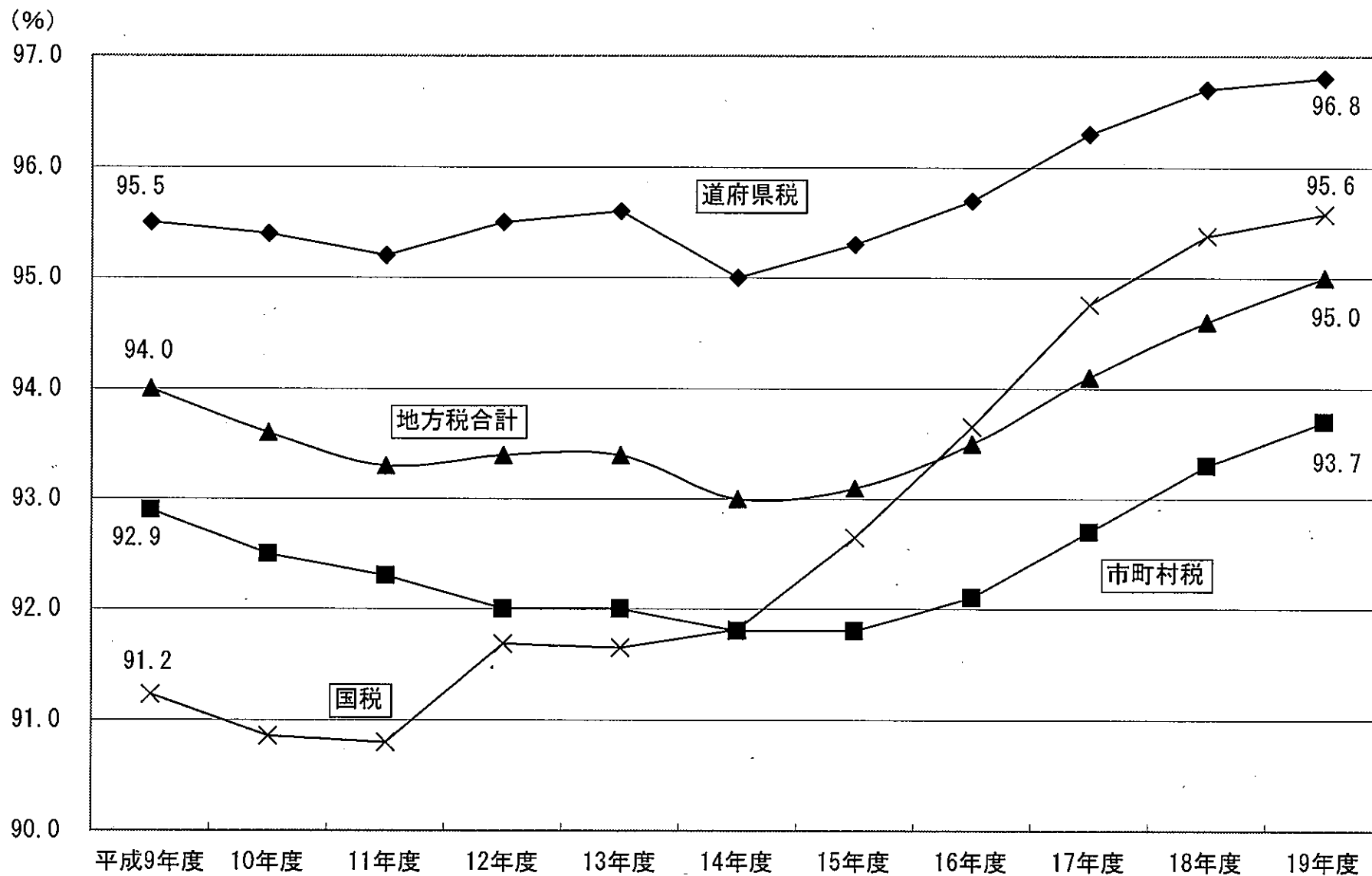
注 東京都税務統計年報により作成。

都税税目別純滞納繰越件数の構成比の推移



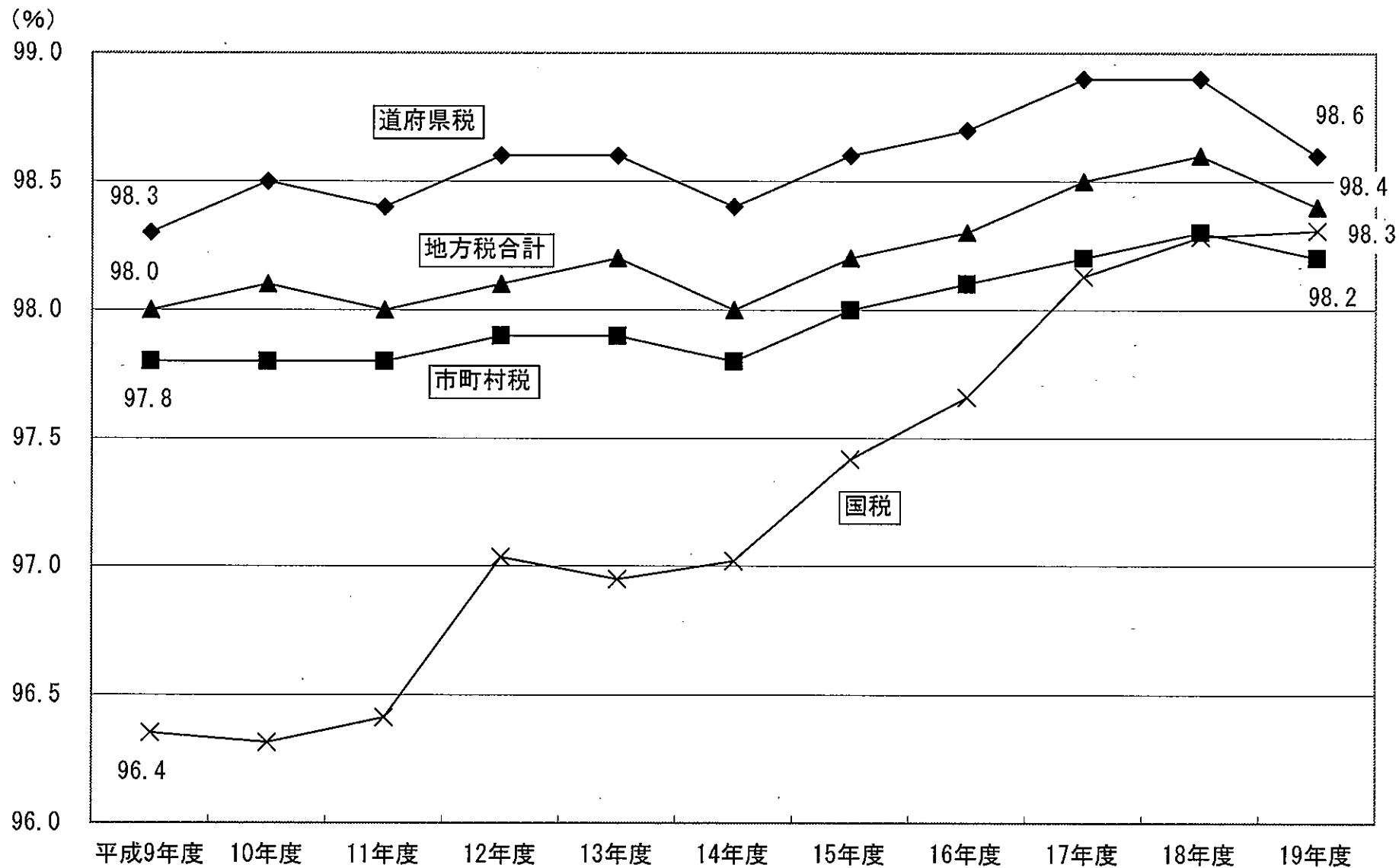
注 東京都税務統計年報により作成。

地方税（道府県税・市町村税・地方税合計）及び国税の徴収率の推移（現年分＋繰越分）



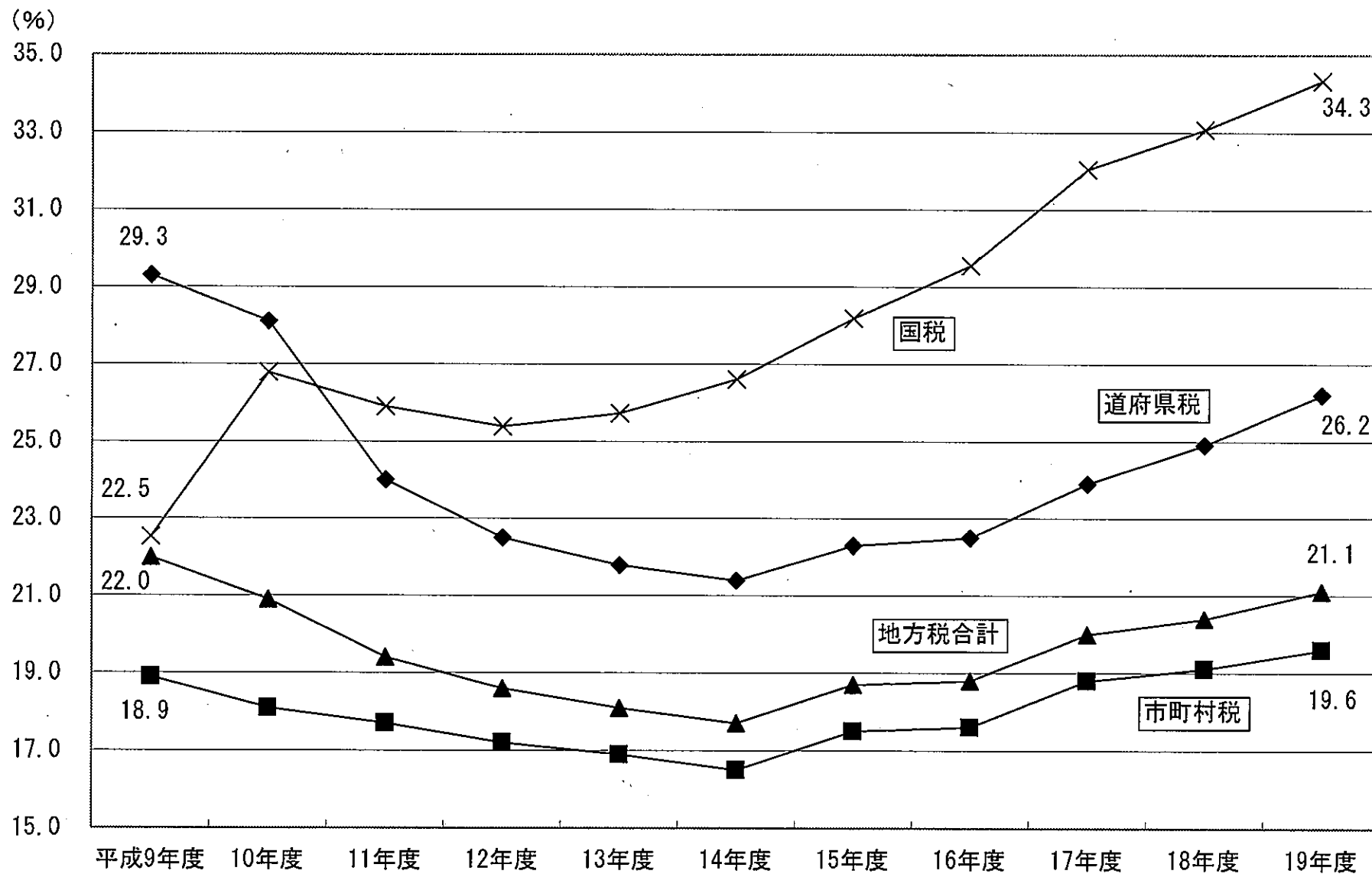
- 注1 地方税関係資料ハンドブック（地方財務協会）及び国税庁統計年報により作成。
 注2 地方税合計、道府県税及び市町村税の徴収率は、地方消費税を除いて計算している。
 注3 国税の徴収率は、国税庁扱分のみであり、収納済額を徴収決定済額で割ったものである。

地方税（道府県税・市町村税・地方税合計）及び国税の徴収率の推移（現年分）



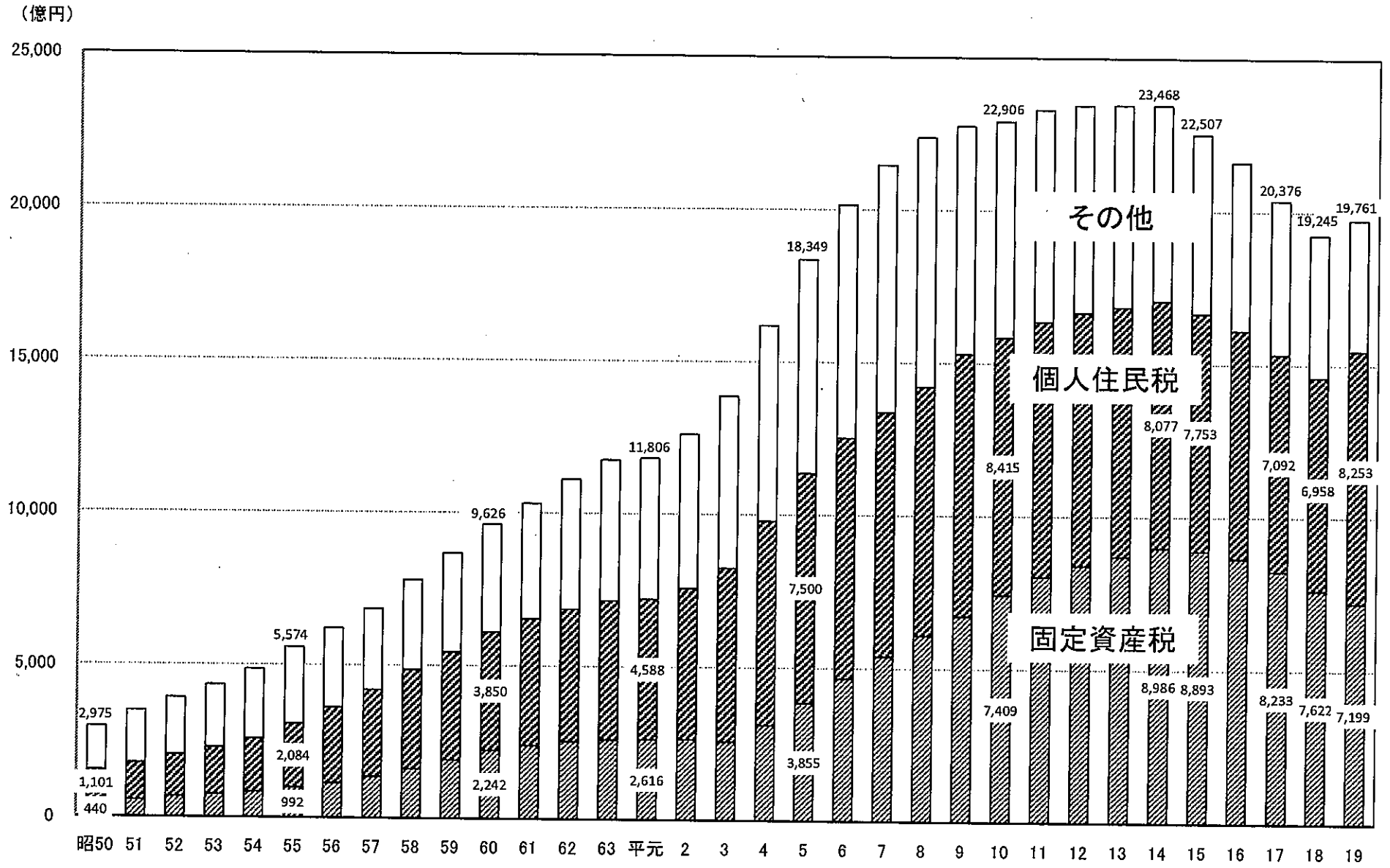
- 注1 地方税関係資料ハンドブック（地方財務協会）及び国税庁統計年報により作成。
 注2 地方税合計、道府県税及び市町村税の徴収率は、地方消費税を除いて計算している。
 注3 国税の徴収率は、国税庁扱分のみであり、収納済額を徴収決定済額で割ったものである。

地方税（道府県税・市町村税・地方税合計）及び国税の徴収率の推移（繰越分）



- 注1 地方税関係資料ハンドブック（地方財務協会）及び国税庁統計年報により作成。
 注2 地方税合計、道府県税及び市町村税の徴収率は、地方消費税を除いて計算している。
 注3 国税の徴収率は、国税庁扱分のみであり、収納済額を徴収決定済額で割ったものである。

地方税の滞納残高(累積)の推移

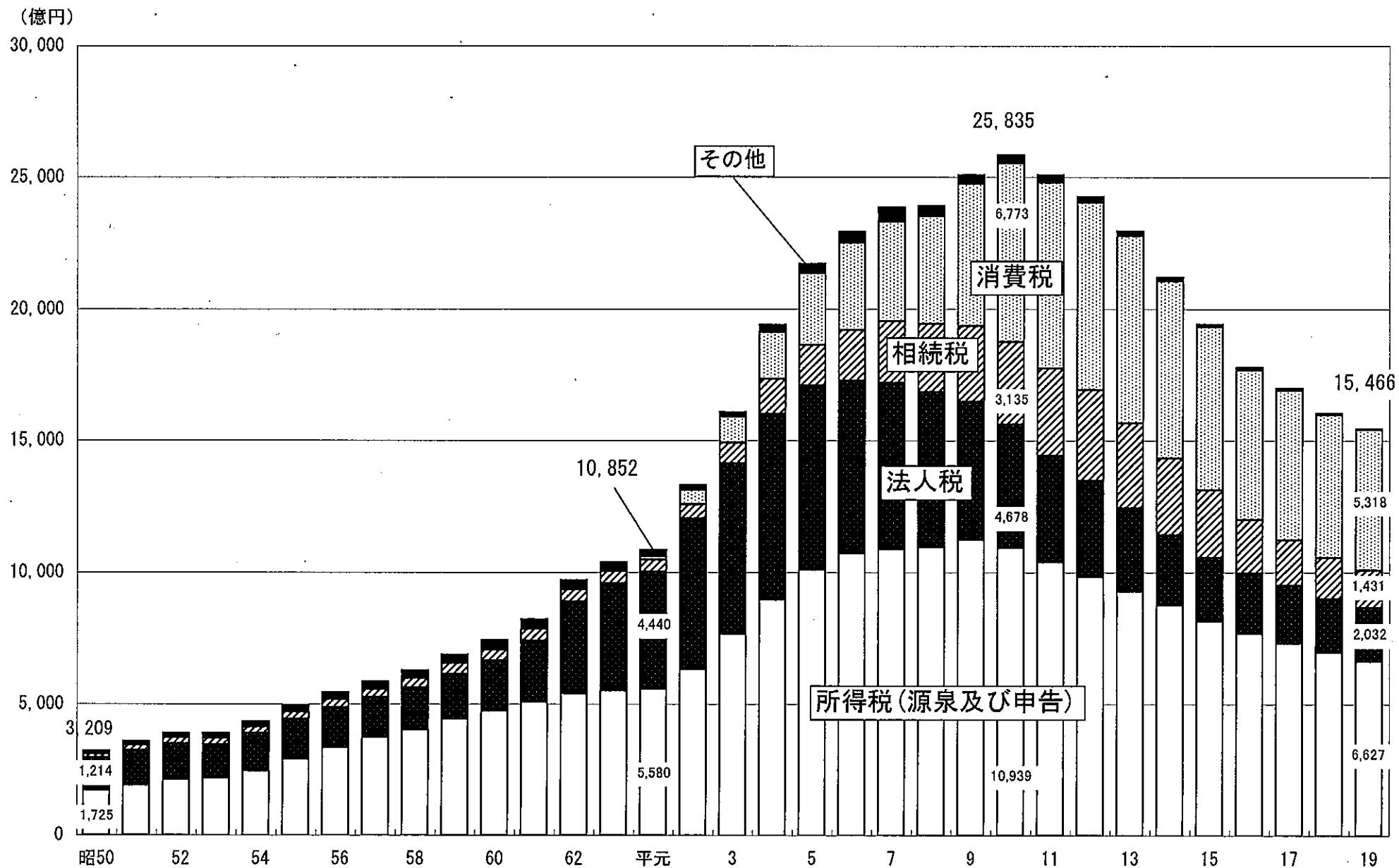


(注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。

2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

(年度)

国税の滞納残高（累積）の推移



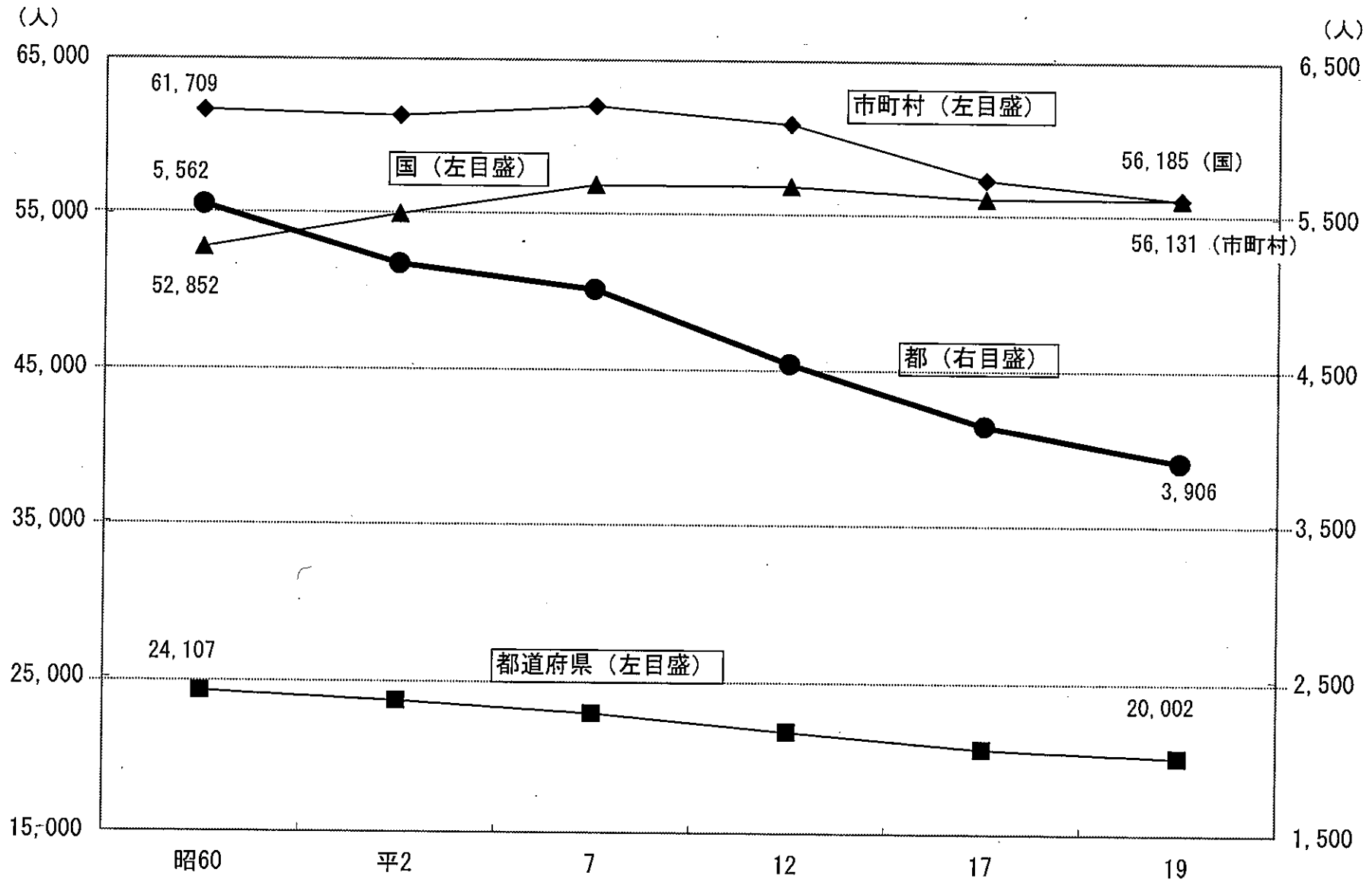
注1 財政金融統計月報（財務省）により作成。

注3 滞納処分の停止中のものは含まない。

注2 利子税及び延滞加算額を含む。

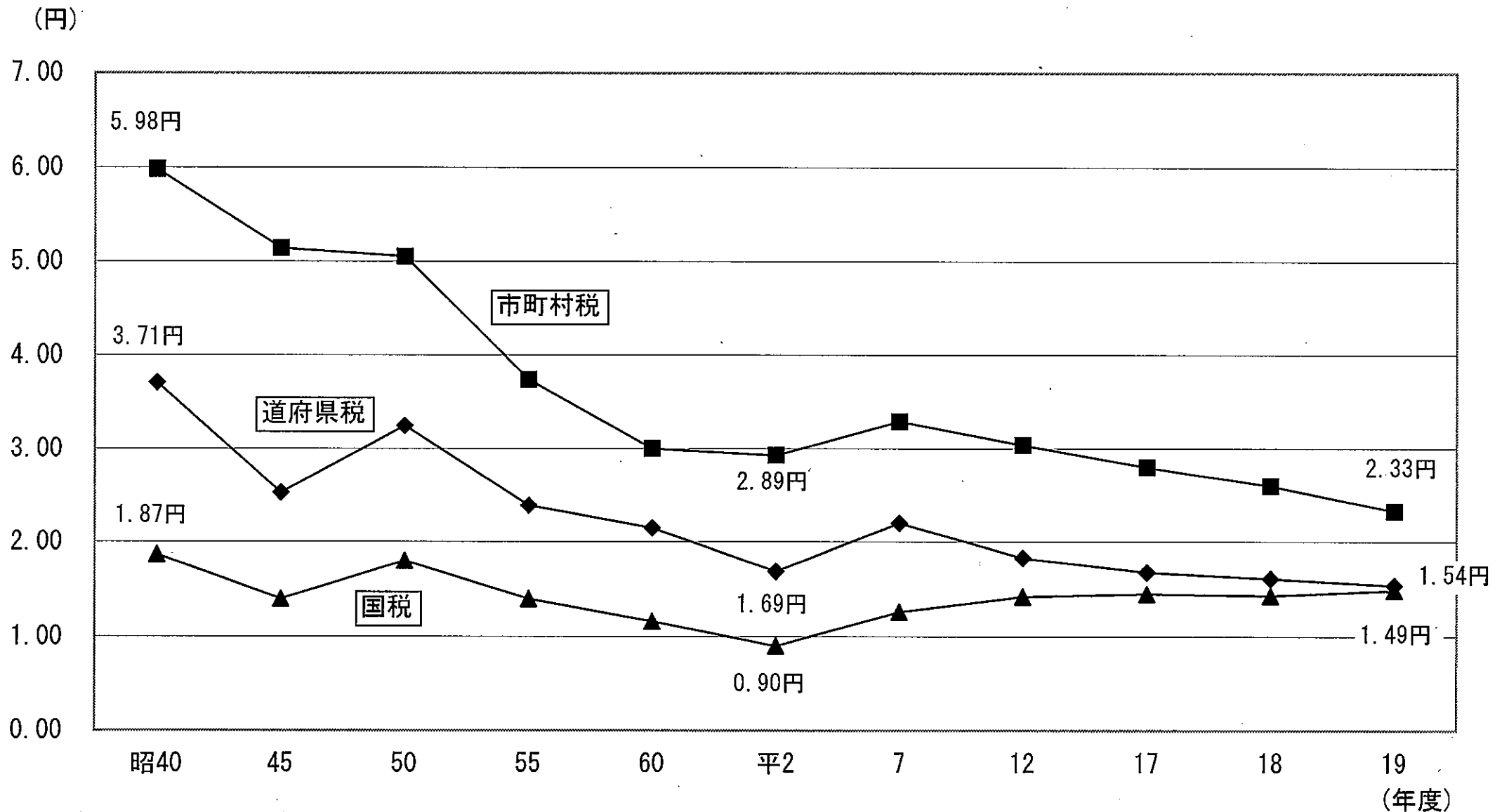
注4 消費税の中に地方消費税を含む。

税務職員数の推移（国・都道府県・市町村・都）



注 地方税関係資料ハンドブック（地方財務協会）及び東京都税務統計年報により作成。

税額100円当たり徴税费の推移



注1 地方税関係資料ハンドブック（平成21年）により作成。

2 道府県税の税額100円当たり徴税费は、徴税费を道府県税収で除して得たものである。徴税费は、総務省課税状況調の徴税费から道府県民税の徴収取扱費を除いた額であり、税収は、決算統計の額から個人道府県民税（均等割、所得割）を除き、都が徴収した市町村税相当分を加えた額であり、地方消費税を含む。

3 市町村税の税額100円当たり徴税费は、徴税费を市町村税収で除して得たものである。徴税费は、総務省課税状況調の徴税费の額であり、税収は、決算統計の額に個人道府県民税（均等割、所得割）を加え、都が徴収した市町村税相当分を除いた額である。

税の共同徴収等の類型と例

類型	構成団体	例	組織形態	開始時期	団体数	処理事務
徴収	市町村	茨城租税債権管理機構	一部事務組合	13.4~	44 (全市町村)	市町村税・個人県民税の滞納整理事務
	県・市町村	山梨県地方税滞納整理推進機構	任意団体	20.4~23.3	21	個人住民税を含む滞納総額が30万~50万以上の滞納整理事務
	県・市町村 一部事務組合	香川滞納整理推進機構	任意団体	17.8~	22	個人住民税の滞納整理事務 (50万円以上)
徴収+課税	市町村	鳥取中部ふるさと広域連合	広域連合	10.4~	5	市町村税・個人県民税の滞納整理事務、 固定資産評価審査に関する事務 等
	県・市町村	京都地方税機構	広域連合	22.1~	26	地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務、 賦課徴収業務支援、税額の共同算定に係る電算システム整備 等
		静岡地方税滞納整理機構	広域連合	20.1~	36 (全市町村)	地方税の滞納整理事務、 軽自動車税・自動車取得税に関する事務 等

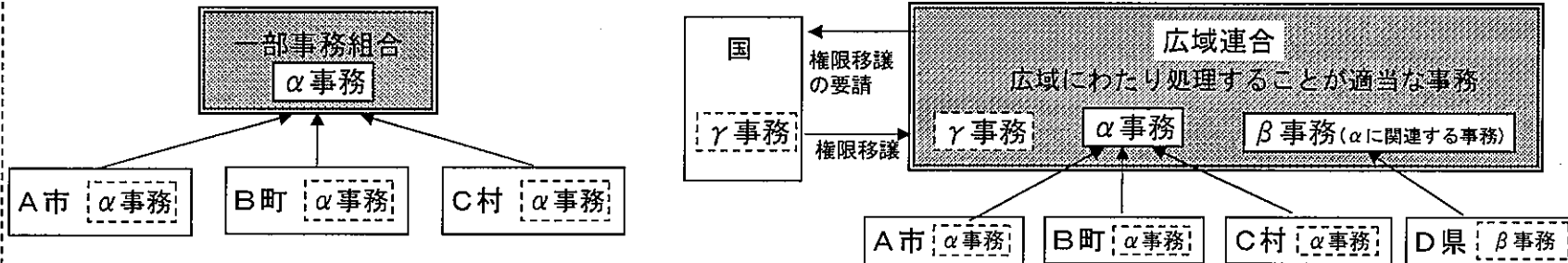
※ 一部事務組合と広域連合

一部事務組合 (地方自治法第286条~第291条)
地方公共団体が、その事務の一部を共同して
処理するために設ける特別地方公共団体

広域連合 (地方自治法第291条の2~第291条の13)
地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当な
事務に関し、広域計画を作成し、総合的かつ計画的に
処理するために設ける特別地方公共団体

【運営費】
関係団体からの負担金等
・均等割
・処理件数割
・徴収実績割

【徴収した税の処理】
指定日までに課税団体
へ送金



住民サービス確保のための地方消費税引き上げに 向けた提言 ～全国知事会～ (抜粋)

1 地方分権改革の方向性と地方消費税の賦課徴収体制

- 納税者の事務負担、徴税コスト、都道府県の賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態をめざすべき
- 都道府県自らが賦課徴収において、申告書の收受、整理滞納業務の一部引き受け等、一定の役割を果たすべく具体的な提案に向け検討を進める

地方消費税の譲渡割の賦課徴収については、地方税法附則の規定により、当分の間、国に委託されているため、都道府県自らが賦課徴収しておらず、都道府県は国に対し、定められた徴収取扱費を負担している。

ところが、こうした実態を指して、「地方消費税は地方税にふさわしくない」、「地方税とは言えない」といった批判がある。

しかしながら、これは、納税者の事務負担、徴税コストの最小化を考慮した相当程度合理的な方法で、制度創設時に十分議論された政策判断によるものである。したがって、現在の賦課徴収体制の状況のみを指して地方消費税は地方税としてふさわしくないといった批判は、単なる「批判のための批判」に過ぎない。

都道府県としても、納税者の事務負担、徴税コスト、賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべきである。

当面、地方消費税の引き上げを求めていく上では、都道府県として自ら賦課徴収に一定の役割を果たすべく、例えば納税者の利便性向上のための納税相談、申告書の收受といった窓口業務や公平性を確保するための滞納整理業務の一部引き受け等について具体的な提案に向け検討を進める。

いずれにしても地方の役割の分担については、国民経済全体の観点から費用対効果も考えた上で最終的に判断されるべきものと考える。

なお、そもそも地方消費税は、消費税創設時に整理された娯楽施設利用税、電気税、ガス税等の地方間接税や、平成6年度税制改正における住民税の減税の代わる財源として位置づけがあることも、改めて確認しておきたい。

地方税法附則第9条の4

譲渡割の賦課徴収は、当分の間（中略）国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下略）

諸外国における徴収機構（例）

	国税	社会保険料	地方税
カナダ	カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency)		州政府・地方自治体 協定で州税の徴収委託が可能
スウェーデン	国 税 庁 (Skatteverket) ↓ 滞納分は執行庁 (Kronofogdemyndigheten) に移管		
アメリカ	内国歳入庁 (Inland Revenue Service) 2009年に民間委託を廃止		州政府・地方自治体 民間委託の事例あり(カリフォルニア州等)
イギリス	歳入関税庁 (HM Revenue and Customs)		地方自治体 民間委託の事例あり(ロンドン市サザーク区等)

注 「「地方財政システムの国際比較」報告書」（財務総合政策研究所）および各国政府機関・地方自治体等のホームページより作成。

カナダ 連邦税と州税の一体徴収

内 容	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ カナダの各州は伝統的に課税自主権が強い ○ 他方、共通課税ベースを持つ税の徴税事務の効率化の要請 <p>⇒ 連邦と州が協定し、州税の徴収を連邦に委託</p>
経緯	<p>1962 個人所得課税、法人所得課税において協定により連邦が一体徴収を実施</p> <p>1997 共通付加価値税を導入することで、連邦による一体徴収を実施</p> <p>2006 オンタリオ州において連邦による法人税の一体徴収を実施</p> <p>2010 オンタリオ州において共通付加価値税導入、連邦による一体徴収を実施</p>
現況	<p>＜個人所得課税＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全10州のうち9州が協定の下、一体徴収を実施 ○ 各州が独自の課税標準を採用 (1997年協定改正による。以前は連邦所得税額が課税標準) <p>＜共通付加価値税 (Harmonized Sales Tax)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4州が協定の下に共通付加価値税を導入し、一体徴収を実施 他州は州政府が独自に小売売上税を課税 ○ 共通付加価値税は多段階の売上全般に課税する州の付加価値税であり、連邦付加価値税と一体徴収され、その徴収を一定基準により連邦と州でシェアするもの <p>＜法人所得課税＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 8州が協定の下、一体徴収を実施 ○ オンタリオ州における一体徴収の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴税管理コストを年間10億ドル以上削減 ・ 連邦の指定する課税ベースに移行することで、新たに9億ドルの歳入増の見込み ・ カナダ歳入庁は300名の職員増員

スウェーデン 税と社会保険料の徴収一元化

		内 容										
目的	○ 雇用者（事業者）の負担の軽減と徴税コストの節減											
経緯	○ 徴収体制の推移 <table border="1" data-bbox="1355 383 1579 1220" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>1984年以前</td> <td>1985年以降</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>社会保障委員会</td> <td>国税庁 (2006年7月以降、 滞納分は徴収庁)</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>国税庁</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 2006年7月1日から国税庁の一部であった徴収部門は「徴収庁」として独立した機関となった</p>				1984年以前	1985年以降	社会保険料	社会保障委員会	国税庁 (2006年7月以降、 滞納分は徴収庁)	税	国税庁	
	1984年以前	1985年以降										
社会保険料	社会保障委員会	国税庁 (2006年7月以降、 滞納分は徴収庁)										
税	国税庁											
現況	○ 徴収一元化の前後において徴収率は変化なし (参考) 徴収率低下防止策等 <table border="1" data-bbox="425 303 929 1428" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対納税者</td> <td> ① 社会保障番号の整備による納税者・支払義務者情報の把握の徹底 ② 社会保険料納付状況・給付予測について毎年納税義務者に通知 </td> </tr> <tr> <td>組織面</td> <td> ① コンピュータシステムの統合 ② 税と社会保険料を巡る関係制度の融合・簡素化 </td> </tr> </tbody> </table>			対 象	内 容	対納税者	① 社会保障番号の整備による納税者・支払義務者情報の把握の徹底 ② 社会保険料納付状況・給付予測について毎年納税義務者に通知	組織面	① コンピュータシステムの統合 ② 税と社会保険料を巡る関係制度の融合・簡素化			
対 象	内 容											
対納税者	① 社会保障番号の整備による納税者・支払義務者情報の把握の徹底 ② 社会保険料納付状況・給付予測について毎年納税義務者に通知											
組織面	① コンピュータシステムの統合 ② 税と社会保険料を巡る関係制度の融合・簡素化											

アメリカ 連邦税の徴収の民間委託

内 容

目的 ○ 徴収業務の効率化

経緯
 2006 民間債権徴収プログラム実施
 2009 プログラムの中止

(注) 1996年にも民間事業者による徴収の試行がなされたが、非効率が指摘され、1997年に中止された経緯がある

委託内容

- 対象
 - ・ 法的係争関係のない滞納税の徴収 (25,000ドル以下のものに限る)
- 民間徴収機関の禁止事項
 - ・ 強制執行
 - ・ 徴収の緩和等、行政の高度な判断を要する業務

現況

- 費用対効果

	米国籍入庁職員	民間徴収機関
徴収額1ドル当たりコスト	0.07ドル	0.24ドル
要徴収額に占める徴収額の割合	11%	4%
対象者のうち支払いに応じた者の割合	28%	13%

- 納税者権利侵害の多発 (原因)
 - ・ 徴収額の25%を報酬として民間事業者を支払う契約を締結していたため、過度な取立て行為を誘発



2009年 中止

イギリス 税と社会保険料の徴収一元化

内 容

<p>目的</p> <p>○ 社会保険料納付に係る雇用者（事業者）の負担軽減</p>																						
<p>経緯</p> <p>○ 徴収体制の推移</p>	<table border="1" data-bbox="1243 231 1624 1476"> <tr> <td data-bbox="1545 231 1624 718"></td> <td data-bbox="1545 718 1624 917">1974年以前</td> <td data-bbox="1545 917 1624 1181">1975年～ 1998年</td> <td data-bbox="1545 1181 1624 1476">1999年以降</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 231 1545 718" rowspan="2">社会保険料（雇用者分）</td> <td data-bbox="1411 718 1478 917" rowspan="2">社会保険省</td> <td data-bbox="1478 917 1545 1181">社会保険省</td> <td data-bbox="1478 1181 1545 1476">(社会保険料として徴収)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1411 917 1478 1181">(税として徴収)</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1321 231 1478 718" rowspan="2">社会保険料（被雇用者分）</td> <td data-bbox="1321 718 1411 917">雇用者負担分</td> <td data-bbox="1321 917 1411 1181" rowspan="2">(税として徴収)</td> <td data-bbox="1321 1181 1411 1476" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 718 1321 917">被雇用者負担分 (税として徴収)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 718 1254 917">税</td> <td data-bbox="1198 917 1254 1181">歳入庁</td> <td data-bbox="1198 1181 1254 1476">歳入庁</td> <td data-bbox="1198 1476 1254 1500"></td> </tr> </table>				1974年以前	1975年～ 1998年	1999年以降	社会保険料（雇用者分）	社会保険省	社会保険省	(社会保険料として徴収)	(税として徴収)		社会保険料（被雇用者分）	雇用者負担分	(税として徴収)		被雇用者負担分 (税として徴収)	税	歳入庁	歳入庁	
	1974年以前	1975年～ 1998年	1999年以降																			
社会保険料（雇用者分）	社会保険省	社会保険省	(社会保険料として徴収)																			
		(税として徴収)																				
社会保険料（被雇用者分）	雇用者負担分	(税として徴収)																				
	被雇用者負担分 (税として徴収)																					
税	歳入庁	歳入庁																				
<p>現況</p>	<p>○ 徴収一元化の前後において徴収率は変化なし</p> <p>(参考) 徴収率低下防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用者に対するコンプライアンスプログラムを実施し、納税に係る問題点を確認 ・ ビジネスサポートチームを設け、雇用者への指導を充実 																					
<p>課題</p>	<p>○ 歳入庁と社会保険省のコンピュータシステム並存による非効率</p> <p>○ 税と社会保険料の債権としての性質の相違を調整しなかったことによる非効率</p>																					

平成22年度税制改正大綱（抜粋）

第3章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

(3) 社会保障・税共通の番号制度導入
社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために**社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。**

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、(4)で詳述する歳入庁が適当と考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が重要なことはい言うまでもありません。

(4) 歳入庁の設置

年金制度改革と並行して、年金の保険料の徴収を担っている日本年金機構(2010年1月に社会保険庁より改組予定)を廃止し、その機能を国税庁に統合、**歳入庁を設置する方向で検討を進めます。**

歳入庁は税と社会保障料の賦課徴収を一元的に行います。行政の効率化が進み、行政コストも大幅に削減できます。国民にとっても、税は税務署、保険料は社会保険事務所など別々の場所に納付する手間が省けます。

歳入庁は、国税と国が管掌する社会保障料の徴収を行うこととなりますが、**国税と徴収対象や賦課基準が類似の税について自治体が希望する場合、地方税等の徴収事務を受託することも検討します。**

(6) 納税環境整備に係るPTの設置

以上、(1)納税者権利憲章(仮称)の制定、(2)国税不服審判所の改革、(3)社会保障・税共通の番号制度導入、(4)歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム(PT)を設置します。特に、(1)(2)(3)については**1年以内を目途に結論を出します。**

なお、社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のPTと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2010年1月現在）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 ^(注3) (2008年現在)	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 (9桁)	税務(一部) ^(注1) 、社会保険、年金等	非公表	6,038万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法 1961年
	アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億2,000万人 (累計数)	3億406万人	社会保障庁	社会保障法 1962年
	カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 (累計数)	3,331万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法 1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	922万人	国税庁	個人登録に関する 法律 1967年
	デンマーク	住民登録番号 (10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	549万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律 1968年
	韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,861万人	行政安全部	住民登録法 1968年
	フィンランド	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	531万人	財務省 住民登録局	住民情報法 1960年代
	ノルウェー	住民登録番号 (11桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	477万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律 1971年
	シンガポール	住民登録番号 (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	484万人	内務省 国家登録局	国家登録法 1995年
	オランダ	市民サービス番号 (9桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	1,643万人	内務省	市民サービス番号法 2007年 ^(注4)
税務番号	イタリア	納税者番号 (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,983万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令 1977年
	オーストラリア	納税者番号 (9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 (累計数) ^(注2)	2,143万人	国税庁	1988年度税制改正法 1989年
	ドイツ	税務識別番号 (11桁)	税務	約8,100万人	8,213万人	連邦中央税務庁	租税通則法 2009年

(参考) フランスには、納税者番号制度はない。

(注1) イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

(注2) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注3) 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。

(注4) オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1998年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた(財務省所管)。

1 「番号」を利用する対象分野

- 我が国では、多くの分野で既に各分野独自の番号が存在
 - 国民にとって利便性の高い電子行政(特にワンストップサービス)を実現するためには、分野間のデータ連携が重要
 - しかし、現在、異なる分野間で、相互の番号を結びつけることにより、データ連携を行っている制度は存在しない
- (注) いくつかの分野において、住民票コード及び住基四情報(氏名、生年月日、性別、住所)の提供を受けることにより、添付書類(住民票)の省略や保有データの更新等をしている例はあるが、この場合も住民票コードを利用した他の分野との連携は禁止されている

【個人に関する各種番号(例)】

国

- 基礎年金番号 (年金保険)
- 雇用保険被保険者番号 (雇用保険)
- 恩給証書記号番号 (恩給/国)

- 被保険者証番号 (医療保険/協会けんぽ)
- 被保険者番号 (医療保険/共済組合)

- 被保険者証記号番号 (医療保険/組合健保)

地方自治体 (都道府県・市町村)

- 住民票コード (住民基本台帳)
- 旅券番号 (パスポート)
- 整理番号 (児童手当)
- 恩給証書記号番号等 (恩給/地方自治体)
- 被保険者証番号 (介護保険)
- 証書記号番号 (児童扶養手当)
- 外国人登録原簿番号 (外国人登録)
- 被保険者証記号番号 (医療保険/国民健康保険)
- 被保険者番号 (医療保険/後期高齢者医療)
- ケース番号 (生活保護)
- 可住者番号 (自治体)
- 整理番号 (特別障害者手当)
- 可住者番号 (自治体)

民間機関

- カード番号等 (医療機関などの医療サービス)
- 保険証券番号等 (民間医療保険・生保・損保)
- 口座番号等 (金融サービス)
- クレジットカード番号 (クレジットサービス)
- お客様番号等 (郵便・ガス・水道等)

凡例

- : 社会保障サービス
- : 公的サービス(社会保障を除く)
- : 民間サービス

出典 「(資料) 電子行政の視点からの検討」
(政府税制調査会 専門家委員会 第5回納税環境整備小委員会)